

京都市告示第131号

土壤汚染対策法第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を次のとおり指定します。

平成26年5月9日

京都市長 門川 大作

1 土地の所在地

京都市上京区丸太町通黒門東入藁屋町536番99の一部

2 土壤汚染対策法施行規則第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

水銀及びその化合物並びに鉛及びその化合物

(環境政策局環境企画部環境指導課)